平成２９年（フ）第７２号
岐阜県揖斐郡大野町大字黒野229番地６メゾンエトワール201号室
債務者　山田　光二
１　決定年月日時　平成29年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第７３号
岐阜県揖斐郡大野町大字黒野229番地６メゾンエトワール201号室
債務者　山田百合子
１　決定年月日時　平成29年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第７４号
岐阜県安八郡輪之内町大藪488番地の11
債務者　古澤まつ子
１　決定年月日時　平成29年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第６１号
三重県志摩市阿児町鵜方3412番地６　ＡＤＤＲＥＳＳ２号棟504号
債務者　中園　史義
１　決定年月日時　平成29年８月10日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第６８号
三重県伊勢市小俣町新村137番地１
債務者　安田　　豊
１　決定年月日時　平成29年８月10日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第５４８号
埼玉県志木市中宗岡２丁目30番６－405号
債務者　王　　直子（旧姓三上）
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８２１号
さいたま市緑区東浦和３丁目15番地11　メゾン大牧205号、旧住所さいたま市緑区東浦和１丁目８番地19　クラウディア205号
債務者　土屋　猛司
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８２５号
埼玉県上尾市富士見１丁目１番13―７号
債務者　山田　由美
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８４３号
埼玉県戸田市美女木１丁目３番地の39　アップルハウスⅡ―101号室
債務者　立花　淳一
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６３号
千葉県佐倉市王子台１丁目６番地12　フレグランスセフィラ202
債務者　林　穂乃香
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１８９号
千葉県八街市八街ほ1041番地20
債務者　髙橋　和彦
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２０３号
千葉県佐倉市井野1414番地５　ユーカリシティ志津607号室
債務者　半澤　秀子（旧姓秋田）
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２１７号
千葉県佐倉市上志津1776番地19
債務者　磯貝　徳公
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第４１９号
北九州市小倉北区高尾１丁目41番10―210号
債務者　松本　利子
１　決定年月日時　平成29年８月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４５８号
北九州市八幡西区医生ケ丘２番10号（３号室）
債務者　上村健太朗
１　決定年月日時　平成29年８月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７６１号
埼玉県新座市大和田５丁目19番19号　ＹＭＫＲＯＯＭ17　303号室
債務者　小沼　雅嗣
１　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２７２５号
大阪府交野市私市８丁目19番１号
債務者　上本　昭子
１　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成29年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部